

# 史料紹介・上杉憲政文書集

—山内上杉氏文書集 3—

黒田基樹

## はしがき

本文書集は、前回までの上杉顕定文書集、上杉憲房・憲寛文書集に続き、憲房の実子憲政の発給文書・受給文書を集成し、編年順に配列したものである。ここでは上杉憲政の発給文書三九点、受給文書二点、計四一点を集成し、その他、家臣の奉書・副状など六点を参考文書としてあわせて収録した。

収録にあたっては、前回までと同じく、文書ごとに通番を付し、発給文書については宛名と文書形式によって示し、受給文書については発給者と文書形式によって示した。また出典史料名については一般的な史料名を採用した。翻刻形式についても、一般的な史料集に準じるかたちをとり、注記については人名・年代など、必要最小限のものにとどめた。

なお一部の文書については、写真版による確認をとれていないものがある。今後それらの確認作業をすすめていく必要があるが、ここでは現時点での作業成果としてまとめておくことにしたい。これによって、戦国初期の関東上杉氏研究の進展に、多少とも寄与することができれば幸いである。

### 1 小林平四郎宛書状（小林文書）

（足利道哲）  
就南殿、向関宿可有御揺之聞、時宜必然候者、可有御動座之上、一勢可立進之由、  
従 （足利晴氏） 公方様被仰出候、尤存、其旨之段及御請候、然者不日可進発候、有用意速参陣、可為肝要候、委曲倉賀野中務少輔可申遣候、謹言、

（天文六年）  
六月十五日 憲政（花押1）

小林平四郎殿

### 2 次郎宛書状写（藩中古文書一二）

就凶徒取立河越候、先度承候、可及其行段候、無拋候間、相催之候砌、洪水故于今

相延候、所存之外候、雖然此儘非差置子細候間、不日ニ可出馬候、其内松山事、万端無心元候間、先差越人数付力、於其上敵之動義定候者、自身馬早ニ可相助旨、藤田・<sup>(泰邦力)</sup>成田方へ以使申遣候、有御談合調義以前、縦敵不慮ニ取懸候共、彼地無越度様御かせぎ專一候、將又其口之様、節々長尾但馬守方へ被為告知肝要候、巨砕由木左衛門尉ニ申含候、恐々謹言、

<sup>(天文六年)</sup>  
八月七日 憲政判

次郎殿

### 3 小林平四郎宛書状 (小林文書)

南方之凶徒、于今河越張陣之間、不日ニ可出馬候、致用意速可參陣候、謹言、

<sup>(天文六年)</sup>  
八月十七日 憲政 (花押1)

小林平四郎殿

### 4 真壁安芸守宛書状 (真壁文書)

<sup>(懸紙上書)</sup>

「(墨引) 真壁安芸守殿 従平井 (墨引)」

旧冬以使申届候処、回答委細披閱、仍調義之事令言上候処、向房州可有 御動座之由被仰出候、無曲候、然者去年以筋目、政治有御談合、出陣候者可為快悦候、委曲猶自長尾但馬守方可申候、恐々謹言、

<sup>(天文九年カ)</sup>  
三月十九日 憲政 (花押2)

<sup>(宗幹)</sup>  
真壁安芸守殿

### 5 一宮左衛門大夫宛書状 (小幡洋資氏所蔵文書)

当社御修理事、至于今年遅留、神慮之至、雖非無其恐銘、乱世故依諸篇不相調過來候、所詮先以自願走廻、可被奉成御遷宮候、国役事於後年者、如前々可申付候、恐々謹言、

二月七日 憲政 (花押1)

一宮左衛門大夫殿

\*本文書から六号文書までは、花押1段階のものであるため、ここに収録する。

### 6 臼田河内入道宛書状 (臼田文書)

近藤丹後守依無実子、為名代令所望土岐原美作守次男小増丸之処、于今美作守遠慮之由聞候、丹後守在世之時之義、淵底存知之事候間、相かせぎ急度可移之事尤候、

弥以各相談走廻候者、可為感悦候、委曲祖籌首座可相届候、謹言、

十一月十六日 憲政（花押 1）

臼田河内入道殿

7 鹿島大明神宛願文（鹿島神宮文書）

天下平安、海内無事者、上自王公下至士庶人、日用不知之事業也、自古都鄙無間夷  
洛、讓功立太平之洪基、日未斜時、有平宗瑞、以惡乱善、将邪枉直、劫国家挫郷党、  
子孫連々氏綱・氏泰已三代也、八州并吞之氣象未休、雖然大夫執邦今已三世、其勢  
不可久保、哀哉、憲政為八州執政之家伝、天生不幸、巨彰弓箭之功、人間謀略之力  
已尽矣、所憑若匪神慮、難決戰於千里之外、夫陰陽不測、无貌无体、能感能応、名  
之曰神、特神者、藤氏主領、憲政愁為其葉孫、弘誓之海不淺、争不蒙慈悲神力乎、  
仰翼衝破怨敵百万之軍旅、一時令得致君於堯・舜、救民於塗炭者、忽奉獻供領一所  
者、刻日待之者也、願書之旨趣如斯、再拝々々、

時天文竜輯<sup>(十一年)</sup>壬寅六月吉日 藤原憲政（花押 2）

奉晋

鹿島大明神 御宝前

8 小山下野守宛書状（小山文書）

去春以使申候処、具御回章、委細披閱、其以来者無程北条新九郎出張打続取乱候間、  
不能音問候、意外候、仍向成田左衛門次郎在所令出陣之上、御動座之義申上候処、  
近日可有 御発向段御儀定候、定而可有供奉事、別而於憲政可為本懐候、巨細度正  
口上二申含候、恐々謹言、

<sup>(天文十四年)</sup>五月廿七日 藤原憲政（花押 2）

謹上 小山下野守殿<sup>(高朝)</sup>

9 桑木八郎宛感状写（関八州古戦録）

一昨廿日、於武州河越合戦ノ時、首一ツ討取之高名、令感悦畢、弥可抽軍忠者也、  
仍状如件、

天文十五卯月廿二日 憲<sup>(政)</sup>当判

桑木八郎とのへ

10 原長命丸宛感状（小暮弥太郎氏所藏文書）

於去廿日河越之一戦、父内匠助討死、忠信不淺次第候、然者為名代可走廻事、得其意候、謹言、

(天文十五年)  
四月廿六日 憲政(花押2)

原長命丸殿

11 本庄宮内少輔宛感状写(古簡雜纂七)

於去廿日河越之一戦、被疵戦功之条、無比類旨、殊藤三郎(本庄)討死之上、一騎令供走廻候事、忠信感悦候、仍名代松寿丸(本庄)若輩之間者、諸事異見相任候、具惟藏人佐江申含候、謹言、

(天文十五年)  
四月廿六日 憲政

本庄宮内少輔殿

12 赤堀上野守娘宛書状(赤堀文書)

(懸紙上書)  
「(墨引)

あかほりかうつけのかみむすめ のり政  
かたへ 」

返々みやうたいの事、まかせをき候、  
こんとかわこえにおゐて、をやかうつけのかみうちしに、ちうしんのいたり二候、  
しからはおふなこの事に候とも、みやうたいしきの事、あいはからるへく候、こ  
もととりしつめ、ちうしやうもあてをこなふへく候、あなかしく、

四月廿七日 のり政(花押2)

あかほりかうつけむすめのかたへ

13 雲洞庵衣鉢侍者禅師宛書状(雲洞庵文書)

為改年之義、以代僧尊簡目出快悦候、殊白布二端給之候、御懇志之至祝着候、仍扇子一本進之候、表一義計候、此趣可令得貴意給候、恐惶敬白、

六月十八日 藤原憲政(花押2)

雲洞庵

拝復 衣鉢侍者禅師

\*本文書以下、16号文書までは、実名憲政段階のものであるため、ここに収録する。

14 遊行一寮宛書状写(上杉文書)

如尊札未申通候処、先度預御使候、欣悦々々、抑関東御光臨、尤以本望之至候、殊  
段子并盆給之候、目出祝着候、仍表一義、忒千疋進之候、委曲徳進首座可申宣候由、  
可令得貴意給候、恐惶敬白、

八月十三日 藤原憲政  
拝復 遊行 一寮

15 岡部平次郎宛書状（岡部文書）

先年当城相攻候時被疵、重而今度親子嚴密令在陣、去六日於戸張際勵戦功、数ヶ所  
負手候忠信、誠感悦候、当国本意之上、可行忠賞候、然則不行歩之事候間、於向後  
者戰場之上、何時も以乘馬可走廻候、委曲倉賀野三河守可申遣候、謹言、  
十二月十一日 憲政（花押2）

岡部平次郎殿

16 原内匠助宛書状（小暮弥太郎氏所蔵文書）

料所下大塚之事、父駿河入道以後者、令知行勲功二可走廻候、謹言、  
十二月廿四日 憲政（花押2）

原内匠助殿

17 本庄宮内少輔宛書状写（古簡雜纂七）

西本庄之事、先年瀬越以来度々走廻、殊河越<sup>（本庄）</sup>藤三郎討死、忠信之義候間、任申旨充  
行之候、委細倉賀野中務少輔相届候、

<sup>（天文十五年）</sup>  
七月五日 憲当

本庄宮内少輔殿

18 本庄松寿丸宛書状写（古簡雜纂七）

其地堅固相抱候儀、感悦候、然者旧領之由申之間、久下塚事、任望知行不可有相違  
候、謹言、

<sup>（天文十六年卯）</sup>  
二月一日 憲当

本庄松寿丸殿

19 三戸四郎宛証文（三戸文書）

平柳蔵人佑事、有指南度之由、得其意候、猶以於其地、走廻簡要候、委曲高山



24 小林平四郎宛感状（小林文書）

（札紙上書）  
「『御自筆天文十九』」

小林平四郎殿 憲当」

猶々今度於当城走廻、殊肝要之時分、番等動之候事、異于他候、  
今度（北条）氏康出張、当城取懸候処、則時馳着、兼日持忠信覚悟露之候条、感入候、就中  
去々年小幡尾（憲重）張守現不忠候砌、抽自余相かせぎ事、于今不失却候、何様於于達本意  
者、一途可相感候、於已後弥以走廻候者、可為快悦候、委曲付与元可口上候、謹言、

（天文十九年）  
十一月七日 憲当（花押2）

小林平四郎殿

25 天王左衛門大夫宛書状（高井文書）

上州天王大夫司職事、任先例不可有相違候、恐々謹言、

五月廿六日 憲当（花押2）

天王左衛門大夫殿

\*本文書以下、26号文書までは上野在国段階のものであるため、ここに収録する。

参考1 天王左衛門大夫宛力石右重副状（高井文書）

上州天王大夫司職事、如前々不可有相違之段、被 仰出候、恐々謹言、

五月廿六日 （力石） 右重（花押）

天王左衛門大夫殿

26 聖護院道増書状（内山文書）

（懸紙上書）  
「（道増） 上杉殿（花押）」

上野国府大蔵房事、依懇望於其身之不議者令赦免候、自今已後令下知候筋目、不背  
様被加荷担候者、寔可為憐愍候、旁不凶令下向可申述候、謹言、

九月廿八日 （道増）（花押）

上杉殿

参考2 長尾平五宛聖護院道増書状（内山文書）

上野国府大蔵房事、依懇望於其身之不議者令赦免候、自今已後令下知候筋目、不背  
様被加荷担候者、寔可為憐愍候、旁与風令下向可申述候、謹言、

九月廿八日 <sup>(道増)</sup>  
(花押)

<sup>(景孝)</sup>  
長尾平五殿

\*前号文書とともに、天文十三年以前のものとして推定される。同十四年からは弟景総が家督を継いでいる。

27 長尾越前守宛書状 (庄司哲子氏所蔵文書)

其以来者是非之儀無之候、仍同名平三、上州へ差遣候使僧帰候間、彼国之様体弥以聞届候間、越山之義可相急候、無油断用意簡要候、定而爰元之儀等、従平三方可申越候、将又山中路次之事、可被申付候哉、尤候、謹言、

<sup>(天文二十一年)</sup>  
五月廿四日 成悦 (花押 3)

<sup>(政景)</sup>  
長尾越前守殿

28 平子孫太郎宛書状写 (武州文書御府内下)

不思義之世上故、当国へ打越候、然处爰元相調候間、近日上州可打入候、長尾彈正少弼有談合、一途可被稼候、将又為祝太刀一腰并鳥目如書中給候、愉悦候、随而太刀一進之候、恐々謹言、

<sup>(天文二十一年)</sup>  
七月三日 成悦 (花押 3)

平子孫太郎殿

参考 3 北河辺矢島宛長尾景虎奉書制札 (岡部文書)

制札

右、於武州岡部左衛門尉方在所北河辺矢島之地、越州軍勢濫妨狼藉停止之、若有違犯之輩者、不嫌甲乙人可被処罪科者也、仍如件、

天文廿一年七月 日 <sup>(長尾景虎)</sup>  
彈正少弼 (花押)

29 長尾越前守宛書状 (庄司哲子氏所蔵文書)

其以来者不能音問候、仍今度景虎越州在出張、彼国速被達本意帰府、誠目出大慶無極候、如斯之砌、以此鋒関東越山、令念願迄候、将亦従或方便僧被越候、於其元可然候、可被取成之事、任入候、謹言、

<sup>(永禄三年)</sup>  
四月廿一日 光哲 (花押 4)

<sup>(政景)</sup>  
長尾越前守殿



参考4 某（里見義堯力）宛長尾政長書状写（藩中古文書一二）

其以来者雖可申達候、路次不自由之間乍存罷過候、無沙汰之様候、仍其口之御様体  
正木大膳亮方具被申越候、当方御行御かせぎ肝要至極候、此口之事も無別条候、可  
御心安候、来秋可有調義候、万端從屋形可被申合候、此段可令得御意給候、恐々謹  
言、

長尾新五郎

（永祿三年）  
六月二日

政長判

「正木大膳亮殿」

参考5 正木大膳亮宛長尾禪昌書状写（藩中古文書一二）

去比者禪貴札候、畏入候、仍屋形昨日五至于沼田庄被致進發候、当口之事、追而被  
属本意候、然者兼日如蒙仰、其口之義無御油断御行肝要至極候、委細以彼口上申達  
候、此旨可被得御意給候、恐々謹言、

長尾但馬入道

（永祿三年）  
九月六日

（上杉光誓）  
禪昌判

（時茂）  
正木大膳亮殿

参考6 長尾当長宛江戸忠通披露状写（謙信公御書集二）

貴札之趣具拝閱候、抑当月中被遊御越山、甲・相兩郡出張之上者、一途御刷御逼塞  
之段、御書面誠以御肝要至極候、因茲義昭所江以御飛脚被仰越候、吾等迄茂御懇書  
過当之至恐悦不少候、然者昨十二御飛脚下着、義昭使之者差副被申越者、御越山之  
砌先以代官御大儀之由申宣、至于其上可被致出陣分二候条、某事も其刻以代官可申  
達候、将又我々走廻候儀蒙仰候、奉得其意候、於于巨細者態可申入候条、御吉事猶  
来春奉略候、以此旨宜預御披露候、恐々謹、

江戸但馬守

（永祿三年）  
菊月拾二日

忠通

（当長）  
長尾但馬守殿

30 里見權七宛書状写（藩中古文書一二）

去月使僧被差越候、永々在府越国之様体委申届候、任其筋目景虎令供遂越山候、上  
州之各何も渡先忠候、極此時候間、其口之御行可被相急事專要候、委曲令付与彼口  
上候、恐々謹言、

(永祿三年)  
九月十九日 光哲判  
(義堯)  
里見權七殿

31 奈良原紀伊守宛判物 (奈良原文書)

(懸紙上書)  
「赤城山大夫奈良原紀伊守殿 光哲」

就越山当山へ立願之子細候、於向後者為祈願所、抽精誠祈念可為肝要候、殊不入  
事得其意候、仍如件、

永祿三年

九月廿七日 光哲 (花押4)

赤城山大夫

奈良原紀伊守殿

32 鹿島神主則興願書返答状 (鹿島神宮文書)

常州佐竹弥勒院權大僧都大和尚位法印惠堅、当月五日依靈夢認之、奉備  
鹿島御廟前者也、

先年憲政為藤氏之枝葉之儀、為先規被備願書之丹菓社前訖、厥甘味徹心肝、或成家  
門臣家之魂命、或成当敵逆族之障難、尚亦每春・每秋通天道、消前生之邪路、每夏・  
每冬明神明、諾後代之正路、憲政所祈之精誠、臣家所願之丹誠、其感応漸々道口、  
然則爰一人軍題在之、<sup>(長尾)</sup>景虎信心滿心内、分国為静、精分周心外、都鄙為和、依崇神  
慮、加力之德弥高、依敬本仏、加勢之用便深、以此懇念調国州之軍勢、明於弓月胸、  
守蝶形之旗本、収於異国掌中、然間信心即破邪、慈悲顯為正、方知、我是為衆生濟  
度現来、穢国而降伏悪鬼、依之唯識唯心於着甲、論談決扱於卷鎧、法仏法会に得力、  
会式祭礼に増威、必以強勢、不道依 已理可也、此趣納心底、尤天長地久而万代不  
朽耳、願書之報答如斯、

(四年) (重) (宇西) (四月) (中臣則興)  
永祿歲次〈董光ノ作噩〉薄暑月曜鬼宿 鹿島神主

藤原 軍主憲政

33 上松弥次郎宛書状写 (歴代古案三)

賀慶事旧候、仍輝虎<sup>(上杉)</sup>以書中被申送候、於其元可然様取合之儀、任入候、隨而從去年  
以来向当地張陣、定而落居不可有程候間、簡要候、一義計二扇子遣之候、委曲重而  
可申越候、謹言、

(永祿五年)  
正月廿日 光徹

上松弥次郎とのへ

34 小河隼人佑宛書状写（雞肋編一〇六）

其庄堪忍之由聞及候、無是非候、仍吾妻ニ敵于今張陣無心元候間、差遣使人候、路次中無相違様可被走廻尤候、然者爰元之義、見合以一身之体、彼庄可相移候、委曲付与使口上候、恐々謹言、

（永禄五年カ）  
四月十二日 光徹（花押4）

小河隼人佑殿

35 河角三郎右衛門尉宛書状（照陽寺所蔵文書）

猶々越年之義不成事候、各有談合、一途輝虎相心得任入候、鳥目召仕之者共ニ出候へとも、令詫言、及暇令闕落候、爰元可察候、

雖未相届候申越候、爰元越年之事、不調不尋常候、如何も自要害合力、參千疋被越候へとも、世間只今之義相替候間、用所不成事候、余日無之候処、如斯申越候事被

察、（上杉）輝虎各有談合、相心得任入候、委者彼口上ニ申含候、謹言、

（永禄五年）  
極月廿六日 光徹（花押5）

河角三郎右衛門尉殿

36 智春宛書状（彦部文書）

去年者申越候処、懇返答、殊見事之さかつき被越候、一段喜悦之至候、然者子共余多有之由聞及候、万一遂本意候者、榎下小五郎名代之事、不可有相違候、於様体者彼口上申含候、恐々敬白、

四月十九日 光徹（花押5）

智春

\*本文書以下、39号文書までは、花押5段階のものであるため、ここに収録する。

37 榎下猿次郎宛書状（彦部文書）

（懸紙上書）  
「榎下猿次郎殿 憲当」

遂本意候者、榎下小五郎名代之事、不可有相違候、為其一筆進之候、恐々謹言、

四月十九日 憲当（花押5）

榎下猿次郎殿

\*本文書は、署名と花押形の時期が一致していない。

38 夕陽齋宛書状 (彦部文書)

先日者申越候処、懇切返答、仍猿次郎かたより為祝儀黄金三分給候、喜悅之至候、殊うちかたより帷是又快悅候、随而長甚事、今度使越候処、無曲儀共候間、口惜計候、定而其口へ可越候間、可被心得候、恐々敬白、

追而彼者いかにも心安候間、

差越候、路次中可然様 九月十日 光徹 (花押5)

相任候、 夕陽齋

39 白川七郎宛書状写 (別本歴代古案八)

追而以兩使申届候、近年佐竹間之義、無是非次第候、輝虎致内談蜜事申越候、彼兩口可有伝語候、毛頭不可有別心候、先々老拙及切書候、依之返札重而從輝虎可被相届候、如存分可加弓矢之意見候、可御心安候、此由能々隱密可然候、若横合出来候者、可無曲候、恐々謹言、

(元龜元年カ) 四月七日 憲政 (花押6)

(義親) 白川七郎殿

\* 本文書の署名と花押形には疑問がある。

40 上杉弾正少弼入道宛書状 (上杉文書)

(札紙上書) 「 弾正少弼入道殿 光徹」

猶々人足之義、四拾式人之事候間、御用捨候者、一段可為喜悅候、万端之義申付候間、如斯申宣候、

今度普請国中被仰付候、三条田島へも人足申付候、彼地之事をハ御用捨候者、可為快悅候、為其一筆令啓候、恐々謹言、

三月十八日 光徹 (花押7)

(上杉謙信) 弾正少弼入道殿

\* 本文書は元龜二年以降のものとして推定される。

41 外郎七兵衛門尉宛書状写 (外郎文書)

(懸紙上書) 「 外郎七兵衛門尉 憲政」

今度不思儀之世上、以普代之筋目令参府候、喜悅之至候也、

八月三日 憲政 (花押7)

外郎七兵衛門尉

\*本文書は、署名と花押形の時期が一致していない。

花押1



花押2



花押3



花押4



花押5



花押6



花押7



○上杉顯定文書集補遺

参考13 報恩寺宛沙弥某奉書禁制写（報恩寺年譜二）

禁制 武州入西郡粟生田郷内越生報恩寺領事

右、軍勢甲乙人等不可致濫妨狼藉、若有違犯之輩者、可被処罪科由状、如件、

(長享三年)  
同四月日 沙弥判

参考14 実田郷領家宛力石右知奉書禁制（三島神社文書）

(禁)  
□制

三島御神領相州東郡実田(郷)□領家、軍勢甲乙人等不可致(蓋)□妨狼藉、若有違犯之輩者、

(可被)□□処罪科之由候也、仍執達如件、

(永正) □□元年十二月 日 (力石右知) 右馬允（花押）

○上杉憲房文書集補遺

38 足利高基書状写（安保清和氏所藏文書）

安保信濃守名代之事、被仰付候処、彼本所等各違乱之由、聞召候、堅被申付候者、可然候、恐々謹言、

(氏奉)  
(年未詳) 七月廿日 (足利) 高基判

五郎殿

（付記）上杉憲房文書集のうち、花押4として掲げた23・24号は、扇谷上杉朝興の

発給文書と確認できたため削除される。また25号についても憲房文書として扱えないと考えられるため削除される。